

事務連絡

平成 30 年 10 月 26 日

各都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」等の
改正延期について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

今年度において改正を実施し、平成 31 年 4 月から施行を予定しておりました

- ・ 「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成 24 年厚生労働省告示 226 号)
- ・ 「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成 24 年厚生労働省告示 227 号)
- ・ 「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成 24 年厚生労働省告示 225 号)

につきまして、第 91 回社会保障審議会障害者部会における議論を踏まえ、告示の改正を延期し、新たな告示に基づき都道府県等が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については 2020 年度以降とすることとなりました。

※障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成 18 年 4 月 21 日 障発 0421001 号) についても同様。

今後につきましては、各種別の障害当事者等、相談支援専門員、学識経験者等による検討会を実施し、必要に応じた修正等を行い、改正する予定です。

なお、サービス管理責任者並びに児童発達支援管理責任者に関する厚生労働省告示及び障害保健福祉部長通知については、予定通り今年度において改正し平成 31 年 4 月に施行する予定です。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

地域生活支援推進室 相談支援係

TEL : 03-5253-1111 (内 3149, 3043)

FAX : 03-3502-0814

相談支援専門員研修制度の見直しに関する今後の取り扱い

1

相談支援専門員研修制度の見直しに関する障害者部会(H30年3月2日)以降の状況及び今後の対応方針(案)について

(指摘内容)

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。

(検討の方向性)

- あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理。
- 検討にあたっては、障害当事者の参画を前提とし、その際、身体障害、知的障害及び精神障害の各関係者の人数のバランスに配慮した構成とする。
- これまで障害者部会において議論されてきた経緯を踏まえ、検討の前提として、現時点で提示されている新カリキュラム(研修時間42.5時間(初任者研修)・24時間(現任研修))をベースとして検討をする。
- 研修の受講にあたり、障害者の負担が可能な限り少ない方法について検討を行う。

(施行時期等)

- 検討に要する期間を考慮し、新たな告示等に基づき都道府県が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については、2020年度以降とする。

2